厚生労働省
三重労働局

Press Release

厚生労働省三重労働局発表
令和８年 10 月 30 日（金）

【照会先】
三重労働局労働基準部監督課
課長　宮内　一寿
過重労働特別監督監理官　中谷　淳之介
（電話）059（226）2106

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムの開催やキャンペーンなどの取組を行います。
（別紙）

【月間中の実施事項】

１　三重労働局長によるベストプラクティス企業訪問
※取材をお願いします。

・日　時　　令和８年 11 月 24 日(火)午後２時 30 分から午後３時 30 分まで
・会　場　　三重県四日市市末広町 16-41
　　伊藤製油株式会社
・出席者　　伊藤製油株式会社　代表取締役ほか

【目的】
三重労働局長が長時間労働の削減を始めとした労働者が働きやすい環境整備に積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、企業トップや従業員と意見交換を行い、報道等を通じて企業の取組事例を広く紹介することにより、三重県内の企業における過重労働解消や働きやすい環境の整備に向けた機運の醸成を図ります。（別添資料１）

２　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等を防止することの重要性について、国民の関心と理解を深めるため、民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。

・日　時　令和８年 11 月 16 日(月)午後１時 30 分～午後３時 30 分
・場　所　津市アストプラザ　４F アストホール
(別添資料２)

３　過重労働相談受付集中期間及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施

（１）11 月１日(日)から 11 月７日(土)までを過重労働相談受付集中期間とし、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

「労働基準監督署による集中相談受付」
・実施日時　令和８年 11 月２日(月)～６日(金) 午前８時 30 分～午後５時
(令和８年 11 月３日(火・祝)を除く)

四日市 労働基準監督署	０５９－３４２－０３４０	伊　勢 労働基準監督署	０５９６－２８－２１６４
松　阪 労働基準監督署	０５９８－５１－００１５	伊　賀 労働基準監督署	０５９５－２１－０８０２
津　労働基準監督署	０５９－２２７－１２８２	熊　野 労働基準監督署	０５９７－８５－２２７７

「労働条件相談ほっとライン」（委託事業）
・実施日時　令和８年 11 月１日(日)３日(火・祝)７日(土)
午前９時～午後９時
令和８年 11 月２日(月)４日(水)～６日(金)
午後５時～午後 10 時
・フリーダイヤル　０１２０－８１１－６１０（はい！　労働）
※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

（２）11 月７日(土)を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」による特別労働相談を実施します。

「**過重労働解消相談ダイヤル**」
・実施日時　令和８年 11 月７日(土)午前９時～午後５時
・フリーダイヤル　０１２０－７９４－７１３（なくしましょう　長い残業）
※労働基準監督官が相談対応します。

４　労使団体等への協力要請

県内の主要な労使団体等に対し、傘下の企業等において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減等に伴う取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるよう協力要請を行います。（別添資料３、４）

５　重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場に対し、重点的に監督を実施します。

しごとより、
いのち。

仕事は、たいせつ。でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

ストップ！過労死

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

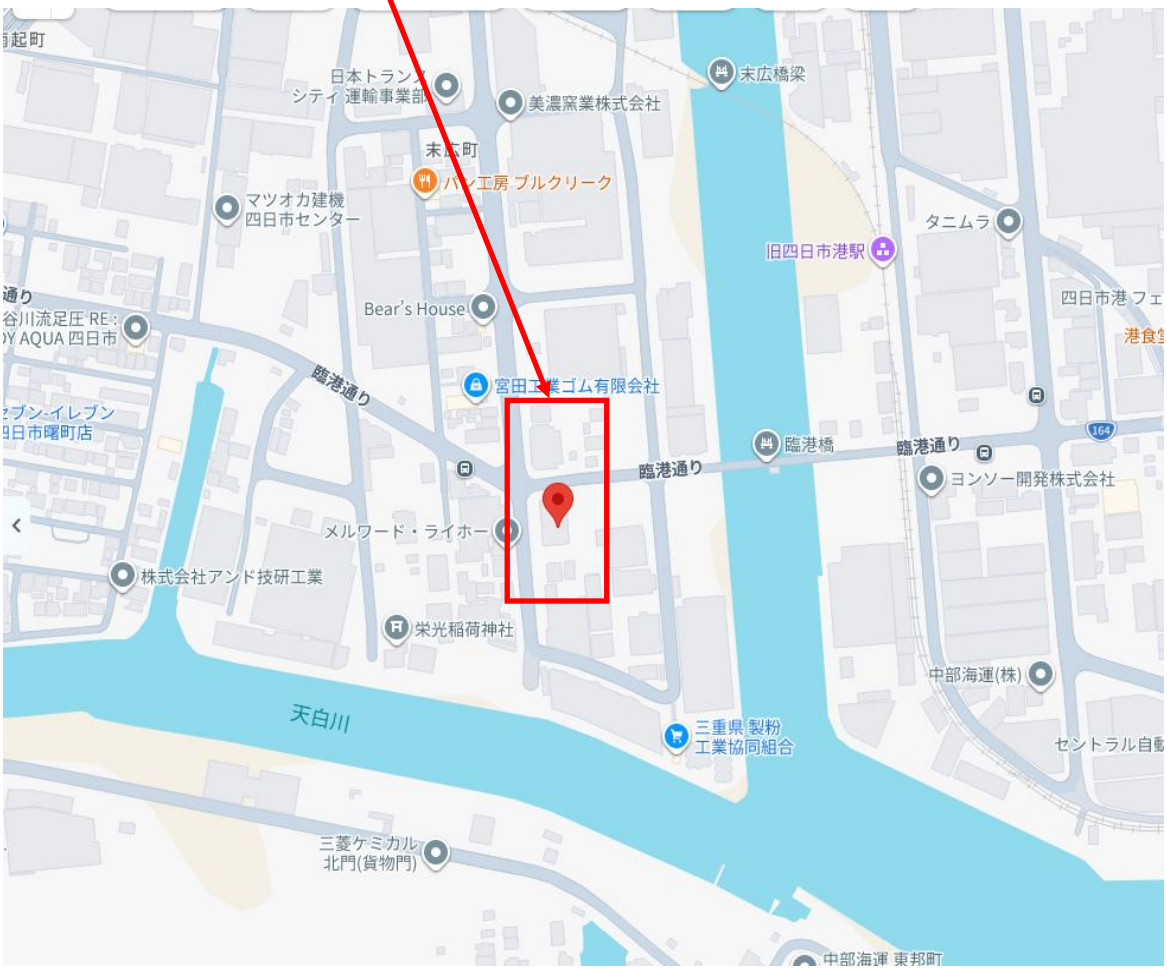
お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

別添資料１

・意見交換会場付近図

伊藤製油株式会社　四日市市末広町 16 - 41



取材をしていただく場合は会場の駐車場を確保しますので、照会先（宮内または中谷）にご連絡ください。

三重労働局労働基準部監督課：０５９－２２６－２１０６

別添資料２

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

三重
会場







毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム





過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



日　時　2026.
11.16(月) 13:30～15:30
(受付13:00～)

参加無料
事前申込

会　場
津市アストプラザ
4F アストホール（津市羽所町700番地 アスト津）

基調講演



カスタマーハラスメントの現状と課題：法制化の動向と企業に求められる対応

関西大学社会学部　教授
池内 裕美 氏

●お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元バーコードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：三重県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

三重会場

プログラム

[三重労働局からの報告]

[基調講演]

「カスタマーハラスメントの現状と課題：法制化の動向と企業に求められる対応」

池内 裕美 氏（関西大学社会学部　教授）

[過労死遺族の声]

池内 裕美 氏

関西大学社会学部　教授

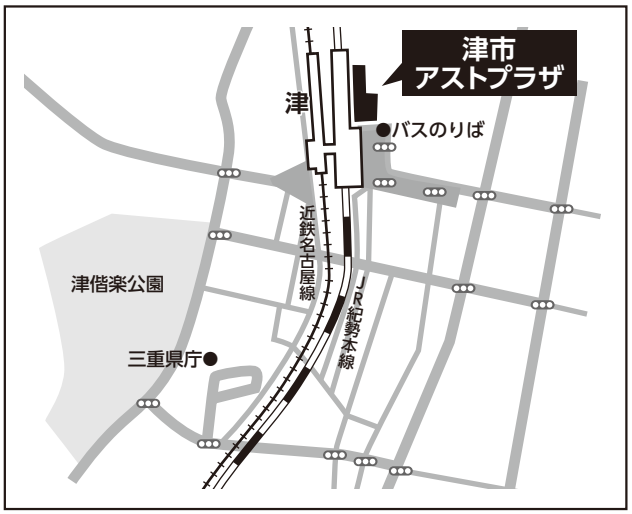
関西学院大学大学院商学研究科（博士課程前期課程）、同大学院社会学研究科（博士課程前期・後期課程）修了。博士（社会学）。広告デザイン会社勤務、日本学術振興会特別研究員（DC2・PD）を経て、2003年4月関西大学社会学部に専任講師として着任。2011年より現職。専門は社会心理学、消費心理学。現在の主な研究テーマは、過剰なクレームやモノのため込み、買物依存といった「逸脱的消費者行動」（消費者の問題行動）に関する心理的なメカニズムの解明で、メディアからコメントを求められることも多い。
主な著書に『新版・暮らしの中の社会心理学』（分担執筆、ナカニシヤ出版、2024年）、『消費者行動の心理学：消費者と企業のよりよい関係性』（分担執筆、北大路書房、2019年）、『消費者心理学』（共編著、勁草書房、2018年）等があるほか、多数の論文を執筆。

会場のご案内

津市アストプラザ 4F アストホール

（津市羽所町700番地 アスト津）

・近鉄、JR「津駅」下車、東改札口を出て左へ徒歩1分



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 052-915-1523**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

11月16日(月)開催　過労死等防止対策推進シンポジウム 三重会場［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

令和８年 10 月 29 日

労使団体等の長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70％以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあることから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）

・経営トップによるメッセージの発信
・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
・ノー残業デーの設定
・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　等

２　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）

・ 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
・ パレット等の活用
・ 十分な納品リードタイムの確保
・ 運送を考慮した出荷時刻の設定　等

３　自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

　また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

４　令和５年４月１日からの、中小企業における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

三重労働局長　渡辺　聡

別添資料４

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)